

第2分科会の課題及び論点（案）

平成27年2月2日

情報提供の在り方ー情報は届いているかー

<人々に必要な情報が届く>

課題

○人は様々な問題を抱えている。

【問題例】

- ・ 生命・人権にかかわる問題 （例）健康面、DV、虐待、セクハラ、パワハラ等
- ・ 経済的問題 （例）借金、貧困、失業等
- ・ 精神的問題 （例）職場のストレス、家庭不和、地域社会からの排除等

○これらに対応した行政施策や相談窓口は、既に相当程度存在（別添参考資料参照）。施策の見直しも順次行われている。

○しかし、どのような場合にどのような支援があるのか、相談窓口がどこにあり、どのような相談を受け付けるのか、行政が取り扱わないまでも民間機関でどこが窓口なのか、といった情報自体、そもそも国民に十分認識されていない。

論点 1

- 情報の周知方法・内容に問題があるのではないか。
(例：必要な情報の検索が困難、説明内容が複雑で読みづらい、媒体が限定的 等)
- また、類似の相談窓口が乱立しており、どこに相談すればよいのかわかりにくくなっているのではないか。

➤ 「暮らしの質」を高めるための国民からの提案募集意見（例）

自治体職員による情報発信をもっと進めるべき。多くの自治体職員は情報発信に不慣れで、中には余所者扱いするような方もいるが、自治体の取組やお勧めのスポット、お得なサービス、危険なエリア等についてもっと発信して欲しい。

文章は短く、かつ、写真や図、イラスト等を利用するのが効果的だと思う。

相手に見合った量の情報を提供するのが大切。相手が対応可能な範囲を超えた情報を提供しても行動に移してもらえない。

➤ 「暮らしの質」を高めるための国民からの提案募集意見（例：続き）

産婦人科や小児科の待合室に、保育園に関する情報が掲示してあれば便利のように、関係する人が絶対に来る場所で、情報を発信すべきだと思う。

生理用品や化粧品など女性が購入する商品とともにレジで一緒に渡すのがよい。

全国の公的な支援をまとめているサイトがあればいいと思う。子育て支援などは自分で情報を調べようとするかもしれないが、お年寄りのリフォーム支援などはそもそも制度があることすら知らずに終わる人もいないのではないか。

随分以前から女性用トイレには、DVで悩んでいる方の駆け込み連絡先の名刺サイズの物が置いてあるのは良く見かける。取りやすく、しまいやすく素晴らしいアイデアである。DV相手の男と一緒にいる時でも女性用トイレには入って来ない。この一枚の小さな紙が困って悩んでいる人には助けを求める大きなきっかけになる。

子どもがいれば、子どもから渡してもらおうようなものは確実に見るので、学校や保育園、幼稚園からの配布物は、かなり有効である。

論点2

問題を抱えているにもかかわらず、自ら情報を求めない場合、行政が支援すべき対象者を直接把握する必要があるのではないか。たとえば、関係機関や民間と協力して対象者を把握する必要があるのではないか。

➤ 「暮らしの質」を高めるための国民からの提案募集意見（例）

地方の集落等においては、新聞配達員、郵便配達員、民生委員、介護士、福祉団体、宅配便の配達員などに情報提供を担ってもらうのはどうか。

町内会の回覧板が有効ではないか。パソコンや携帯から情報を得られる若者と異なり、お年寄りには情報を得る手段が少ないと思う。

➤ 生活困窮者自立支援法の例

平成27年4月から、生活保護の手前の段階の生活困窮者に対し、包括的な支援体制を新たに構築する生活困窮者自立支援法が施行される。

生活困窮者自立支援制度においては、複合的な課題を抱える生活困窮者に対するワンストップの相談支援や就労支援など包括的な支援を行う。

早期支援につなげるため、アウトリーチも含め「待ちの姿勢」でない相談対応を行うとともに、福祉事務所、公共職業安定所等の様々な関係機関や地域の民生委員、自治会等との連携により、早期発見や見守りのための地域のネットワークを構築することとしている。

支え合い—家族、職場、地域での相互扶助—

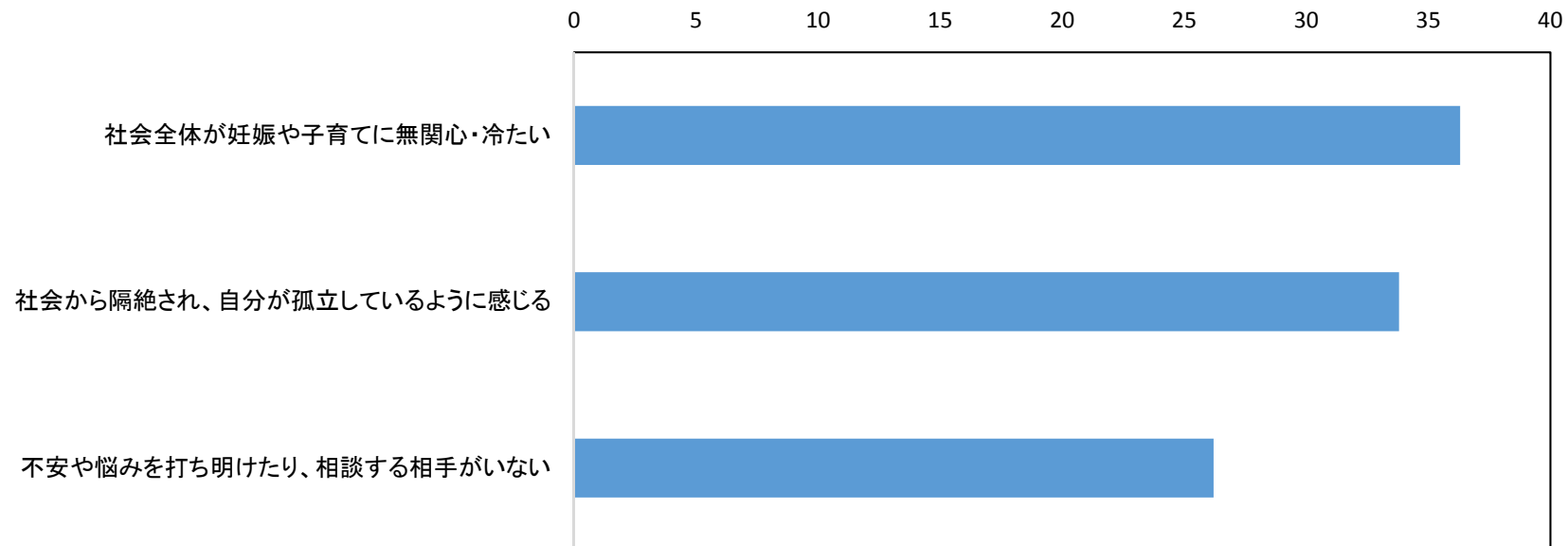
〈支え合いを進めるための環境整備〉

課題

- 法制度が整っていたとしても、妊娠、出産、子育て等を安心して行うためには、関係諸制度の円滑な施行とともに、「周囲の理解」に基づく支え合いが重要。
- また、支援が必要な者の孤立化が進んでおり、情報も届かない場合がある。

子育て中の人々に対する周囲や社会の印象

(%)



(資料出所)こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

(注)子育て中の人々(女性)に対する周囲や社会の印象について質問した選択肢から孤立感に関するものを抽出し、その結果を示したもの。

論点 1

- 妊娠、出産、子育て等に係る「支え合い」を進めるには、国民の「意識改革」が必要ではないか。
- また、そのような「支え合い」を進める前提として、雇用慣行や企業等のコンプライアンスに問題があるのではないか。

➤ 「暮らしの質」を高めるための国民からの提案募集意見

男が育休取得したいと申し出ることが難しい雰囲気の問題である。

いっしょに育児するためには、周りの理解力と思いやり、夫婦の信頼関係が大事である。

育児は夫婦間だけではなく、まわりのご近所の協力も借りてするものである。困ったら遠慮なくSOSを出す地域社会であるべき。

企業は、妊娠したから戦力にしないとか干すとかいったことはやめるべき。

子育てで職歴に空白が生じた人を、正社員として雇う企業が増えたらいい。子育てが理由であれば、空白がある職歴も評価されるべき。

➤ **男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の例**

○都道府県労働局雇用均等室では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に関する相談、是正指導等を行っており、男女雇用機会均等法に関する労働者からの相談件数は、セクシュアルハラスメントに関するものが6,183件、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものが2,090件となるなど計11,057件となっている。また、育児・介護休業法に関する労働者からの相談のうち、個別の権利侵害等に関するものについては、育児休業に係る不利益取扱いに関するものが1,354件であり、育児関係の小計4,519件のうち30.0%を占めている。（平成25年度）

➤ **男性が育児休業を取得しなかった理由**

○男性正社員が育児休業を取得しなかった理由としては、「職場が制度を取得しにくい雰囲気だった」（30.3%）、「職場や同僚に迷惑をかけると思った」（25.1%）（資料出所：厚生労働省委託事業「平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング））などとなっており、男性本人や周囲の意識に起因する面も多い。

➤ **イクメン・イクボスの普及促進策について**

■ 「イクメンプロジェクト」とは

- 積極的に育児をする「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報するプロジェクト（H22年度から実施）
- 「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。

■ 「イクメンプロジェクト」のねらい

- 男性の育児に参画したいという希望の実現や育児休業の取得促進、女性の継続就業率と出生率の向上
- 男性の育児休業の取得や育児短時間勤務の利用を契機とした、職場内の業務改善や働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現

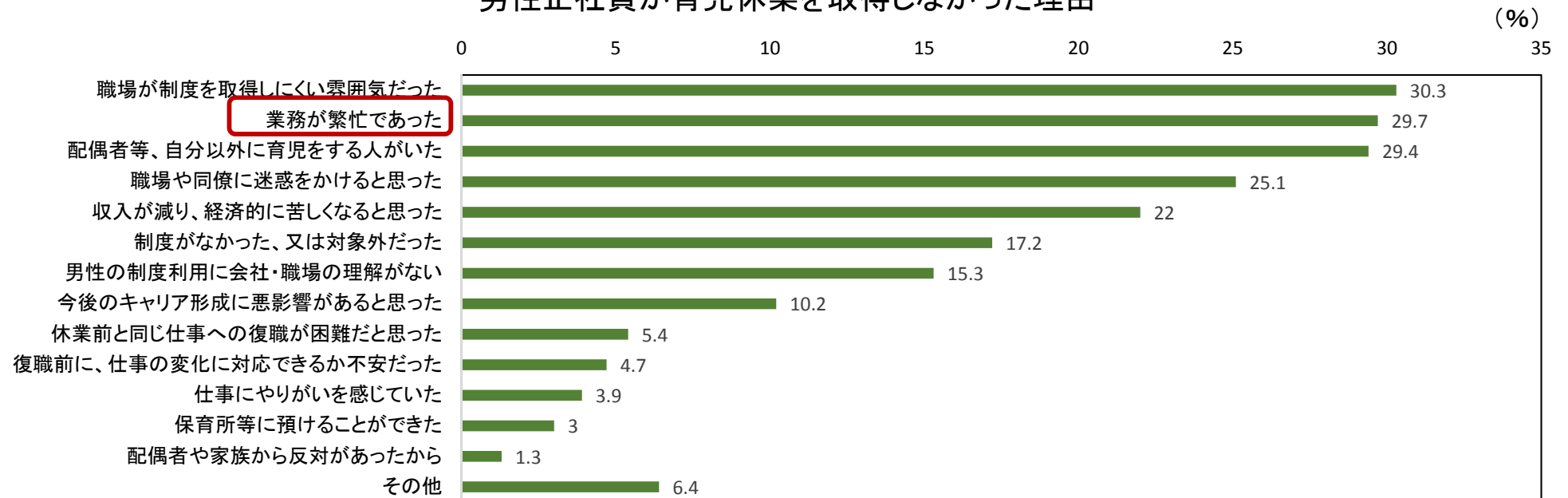


論点2

国民に支え合う時間的余裕や気持ちの余裕がないのではないか。
長時間労働等生活スタイルを変革する必要があるのではないか。

➤ 男性が育児休業を取得しなかった理由

男性正社員が育児休業を取得しなかった理由



(資料出所)厚生労働省委託事業「平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

➤ 「暮らしの質」を高めるための国民からの提案募集意見

子育てしながらのフルタイム勤務では急な残業も難しい。それぞれの家庭環境に応じて勤務しやすいよう、様々な勤務形態を設けるなどの取組を進めて欲しい。(短時間勤務、在宅勤務等)

父親が育児に参加するためには、残業をなくす、休日出勤をなくす、有給は必ず使う、の3点をクリアできれば変わると思う。

子育ては夫のサポートが重要。そのためには自宅と職場が近いことも大事。

女性の「暮らしの質」を高めるための国民からの提案募集（第2分科会関係）

【問題を抱える女性への情報提供】

(1) 女性が多く集まる「場所」における情報提供

- ① スーパーやコンビニ、郵便局、銀行、病院など、普段訪れる場所で情報を発信してはどうか。客の年齢層や属性もある程度分かるので、ターゲットも絞った周知が可能ではないか。
- ② 産婦人科や小児科の待合室に、保育園に関する情報が掲示してあれば便利のように、関係する人が絶対に来る場所で、情報を発信すべきだと思う。
- ③ 随分以前から女性用トイレには、DVで悩んでいる方の駆け込み連絡先の名刺サイズの物が置いてあるのは良く見かける。取りやすく、しまいやすく素晴らしいアイデアである。DV相手の男と一緒にいる時でも女性用トイレには入って来ない。この一枚の小さな紙が困って悩んでいる人には助けを求める大きなきっかけになる。
- ④ トイレは女性だけ、または男性だけに伝えたい情報の提供スペースとしてもっと活用すべき。
- ⑤ 電車の女性専用車両に広告を出す。
- ⑥ 提供したい情報を載せたティッシュを女性に人気のある駅の前や美容院が多い街などで配る。
- ⑦ ネイルサロンやコスメショップなどでチラシを置いたり、レシートに印字したりする。
- ⑧ 美容室は女性の社交場としては非常に歴史も古く、そこで提供される情報の質も極めて更新頻度が高い。顧客と顧客がなんとなく世間を始められる雰囲気や場の設定をすることや、ママ美容師さんに勉強してもらい子育て支援の情報収集や女性の自立支援になるような情報収集がサロンでできると良い。

(2) 女性がよく使う「もの」を使った情報提供

- ① 生理用品等女性が使用する日用雑貨に広告を掲載するとよい。
- ② 生理用品や化粧品など女性が購入する商品と共にレジなどで一緒に渡すのがよい。
- ③ 女性には不可欠な生活用品のパッケージなどに、知ってほしい情報にアクセスできるアドレスやQRコードなどの情報を載せたら良い。
- ④ 使うもの、買うものに情報提供するのも良い。買う場所、買うコーナーに情報があると目が行く。
- ⑤ 女性はお菓子やスイーツのパッケージで、期間限定で情報提供してもよい。
- ⑥ 食品買い物比率は男性よりも格段に高いので、食品スーパーの袋詰め台に情報を貼り付けた無料頒布品を置く。または、スーパーの袋に入れてもよい。
- ⑦ 子どもがいれば、子どもから渡してもらおうようなものは確実に見るので、学校や保育園、幼稚園から配布物は、かなり有効である。
- ⑧ 女性向けのみの町の情報誌（子育て支援、女性向けDVシェルター、公的機関の女性センターなど）を作って、重ねて化粧室に置いておいてはどうか。
- ⑨ 旬の女優やモデルを使ってブログや雑誌で普及を促すとよい。
- ⑩ 女性向けの雑誌は種類が増えており、情報源として大事である。特に年齢層を絞り込んだ情報を発信する場合にはよい。

(3)対面等による「ひと」からの情報提供

- ① 地方の集落等においては、新聞配達員、郵便配達員、民生委員、介護士、福祉団体、宅配便の配達員などに情報提供を担ってもらうのはどうか。
- ② 町内会の回覧板が有効ではないか。パソコンや携帯から情報を得られる若者と異なり、お年寄りには情報を得る手段が少ないと思う。
- ③ 町内の組織など、ローカルな組織をもっと活用すればいいのではないか。
- ④ 自治体職員による情報発信をもっと進めるべき。多くの自治体職員は情報発信に不慣れで、中には余所者扱いするような方もいるが、自治体の取組やお勧めのスポット、お得なサービス、危険なエリア等についてもっと発信してほしい。
- ⑤ ひとりひとりが自分の体験談を発表する場があればいい。メンタルヘルスなど、専門家から説明されるよりも、実際に経験した本人の話を伺う方が説得力があるが、そうした機会が乏しいため、想像が一人歩きして偏見につながると思う。
- ⑥ 年齢・性別関係なく、口コミが最も信頼性が高く、広がる領域・速度が早いのではないかと。どれだけ正確かつ分かりやすく「口コミによる情報提供」ができるかがポイントになると思う。
- ⑦ 人と人との絆が薄くなったことが、情報が届かない原因の一つになっているのでは。自分も人から問われれば答えるが、問われなければわざわざ答えない。

(4) インターネットを使った情報提供

- ① 全国の公的な支援をまとめているサイトがあればいいと思う。子育て支援などは自分で情報を調べようとするかもしれないが、お年寄りのリフォーム支援などはそもそも制度があることすら知らずに終わる人も多いのではないか。
- ② 情報不足で困っている人は、利用者同士で質問や回答を行うサイトを閲覧することが多い。そうしたサイトに公共機関ホームページへのリンクを貼り、そこで「最寄りの役所に来て相談してください」などと呼びかけを行うとよいのでは。
- ③ 新聞やテレビでの情報収集は受動的にならざるを得ないし、インターネットでは能動的に情報収集できるが時間と労力を要する。自分の好みに合った情報を自動で配信してくれるアプリがあると便利。
- ④ 経済的に余裕がなく、情報機器を持たない層のために、「公的なネットカフェ」のようなものを設けてはどうか。パソコンを持たない方でも、情報に接することができるようにすることが重要。
- ⑤ 女性に多く発症する難病になったことなど、自分は、経験をブログという手段で伝えている。
- ⑥ パソコン、携帯からの情報や友達などから情報色々入ってくる。
- ⑦ 大手検索サイトで、上位にヒットするようにしておくのも良い。
- ⑧ ブロガーやTwitterユーザーに委託して、情報を拡散してもらおうと共に、インターネット広告やテレビに商業的に掲載する。

(5) その他の手段による情報提供

- ① 結婚で姓が変わった際など、節目の時に必要な情報を冊子にまとめて配布してはどうか。 仕事関係の免許について、姓の変更手続を失念してしまったことがあるが、言われなければそのような手続が必要だとは分からない。
- ② 若者とお年寄りは情報の入手先や、持っている情報の内容が異なる。両者の情報をうまく共有することができれば、必要な方に情報が届くことになると思う。
- ③ 高齢者、一人暮らし、母子・父子家庭等に訪問して、困っていることを聞く御用聞きのようなものがあればよいと思う。
- ④ 簡単に情報を入手できる機能を、毎日利用しているデジタル家電に搭載するとよいのではと思う。

(6) 効果的な情報の伝え方

- ① 文章は短く、かつ、写真や図、イラスト等を利用するのが効果的だと思う。
- ② 相手に見合った量の情報を提供するのが大切。相手が対応可能な範囲を超えた情報を提供しても行動に移してもらえない。
- ③ 回情報発信しただけで満足するのではなく、何回も繰り返し発信していかなければ、実際には伝わっていないこともある。
- ④ 駅構内の案内マークが大きく分かりやすい駅があるが、非常に便利だった。

【支え合い】

(1) 多様な働き方・休暇制度

- ① 子育てしながらのフルタイム勤務では急な残業も難しい。それぞれの家庭環境に応じて勤務しやすいよう、様々な勤務形態を設けるなどの取組を進めてほしい。（短時間勤務、在宅勤務等）
- ② 産休・育休中に、会社や社会と完全に隔離されるのは好ましくない。2か月に一度でも子連れで会社に来る機会を設けたり、自宅でメールが読めるようにできるとよいと思う。
- ③ 育休中に派遣社員を代替要員として配置するのではなく、最初から自社にミニ派遣部門を作っておいてはどうか。
- ④ P T Aや学校教育活動に参加する際の休暇があればいいと思う。

(2) 子育て・保育の助け合い

- ① 同時期に出産した方が集まって、保育士とも連携しつつ、ローテーションで子どもを見る仕組みがあればよい。地域の共同体づくりにもつながる。
- ② 既に子育てを経験した方が、保育園のお迎え等を行うサポート制度を導入している地域がある。「保育ママ」とは異なり、預かるのはごく短時間であり、預ける側も安心感もあるので、もっと広がってほしい。
- ③ ベビーシッターを国家資格化し、国がしっかりと育成・管理を行い、安価で利用できるようにしてはどうか。
- ④ 託児所とカフェが1つになった「託児所カフェ」を設けてはどうか。子育てしながら働ける一つのビジネスモデルとなり得るのではないか。
- ⑤ 保育園が不足しているが、例えば、老人ホーム等でお年寄りと子どもが一緒に生活できないだろうか。子どもはお年寄りから勉強や遊びを教わり、お年寄りも子どもから多くの刺激を受けたりするなど、様々なメリットがあるのでは。

(続く)

- ⑥ 企業に託児所を設け、その運営を学生ボランティアに依頼してはどうか。就職活動の際に優遇すれば、学生にとってもインセンティブになるのではないか。
- ⑦ 夜まで開園している保育園や駅近の送迎付き学童保育があればありがたい。
- ⑧ 小児科のある病院に託児施設を併設するなど、具合が悪くなった子どもを一時的に看病したり、世話をしてくれる施設があればいい。
- ⑨ 公共の図書館は文化の発進基地でありながら、地域コミュニティの場であることも重要である。漫画や絵本などがもっとあっても良い。それをきっかけに地域の子供たちが集まり、親同士の交流が生まれ、図書館を利用する他の人々との交流も広がる。
- ⑩ 図書館の中に広いコミュニティスペースがあったり、図書館と公園を併設したりするのも良い。
- ⑪ 様々な人が集まる公園を利用して、地域コミュニティをもっと大切にし、人と人との触れあいをしていくことが、大切である。
- ⑫ 特に都心部では、隣の人との交流が少ない場合もある。ただ、震災時のように地域の人との助け合いの気持ちが多くの人の命を救いお互いを励ましあっている。これが日本の伝統の文化である。もっと助け合いの精神が育めるような町づくりをしていきたい。
- ⑬ 男が育休取得したいと申し出ることが難しい雰囲気が問題である。
- ⑭ いっしょに育児するためには、周りの理解力と思いやり、夫婦の信頼関係が大事である。
- ⑮ 育児は、夫婦間だけとするものではなく、まわりのご近所の協力も借りてするものである。困ったら遠慮なくSOSを出す地域社会であるべき。
- ⑯ 例えば公民館に、子育て経験者や保育士等の専門家が常に誰かいてくれれば人も集まるだろう、地域の新しいコミュニティが生まれる。

(3)子育てに対する理解

- ① 家事の代行サービスをもっと気軽に受けられたり、子育て中の世帯は割引でサービスが受けられる制度があれば助かると思う。
- ② 子育てで職歴に空白が生じた人を、正社員として雇う企業が増えたらいい。子育てが理由であれば、空白がある職歴も評価されるべき。
- ③ 企業は、妊娠したから戦力にしないとか干すといったことはやめるべき。
- ④ 学校やPTAの行事があまりに多過ぎて、共働きでは到底対応できない。
- ⑤ 一人で仕事、子育て、家事の全てをやろうとすると、いつかパンクしてしまうと思う。養育費の確保や、託児所の受入枠や受入時間の増加で、シングルマザーでも睡眠時間が確保できると思う。
- ⑥ 子育ては夫のサポートが重要。そのためには自宅と職場が近いことも大事。

相談窓口の例

- 様々な相談窓口の例（神奈川県内）
- 広範な分野に係る電話相談窓口の例（「よりそいホットライン」）

[読み上げ・ふりがな](#) [ご利用案内](#) [サイト](#)
[サイト内検索](#)

[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [福祉](#) > [地域福祉・助け合い](#) > [かながわ自殺予防情報センター](#) > 相談窓口一覧

掲載日：2014年10月1日

相談窓口一覧

ご相談内容は？

子育て ひきこもり 介護 こころとからだの健康	児童虐待 仕事・職場 死にたい気持ち	いじめ 経済問題 遺された方	家庭内暴力 アルコール・薬物・ギャンブル等への依存 地域生活のさまざまな問題
--	--	--	--

子育て

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
子育て支援情報かながわ	神奈川県	-	-	-	-
神奈川県立総合教育センター 総合教育相談	神奈川県	0466-81-0185	月曜から金曜 8時30分から 21時 土曜・日曜・ 祝日 8時30分から 17時15分	12/29から1/3	主に高校生までの学校・家庭教育に関する教育相談（学習、進路、不登校、子育て、しつけ等

児童虐待

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
各児童相談所	神奈川県・市	-	8時30分から 17時15分	土日祝日 年末年始	-
子ども・家庭110番	神奈川県	0466-84-7000	9時から20時	年中無休	電話相談のみ
子ども人権ホットライン	神奈川県	0466-84-1616	9時から20時	年中無休	電話相談のみ
子ども人権110番	横浜地方 法務局	0120-007-110 フリーダイヤル	8時30分から 17時15分	土日祝	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談
インターネット人権相談受付(子ども用)(PC)	横浜地方 法務局	-	24時間受付	なし	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談

いじめ

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
神奈川県立総合教育センター いじめ110番	神奈川県	0466-81-8111	24時間受付	なし	主に高校生までのいじめに関する電話相談

[かながわ自殺予防情報センター](#)

[かながわ自殺予防情報センター](#)

自殺の現状、統計

[かながわ自殺予防情報センターとは](#)

[県・市町村等の取り組み](#)

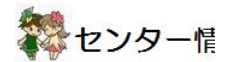
[ゲートキーパーの養成](#)

[講演会、イベント情報](#)

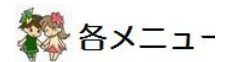
[自死遺族の集い](#)

[相談窓口一覧](#)

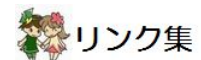
[資料集](#)



- [センターについて](#)
- [交通アクセス](#)
- [所報](#)
- [書式ダウンロード](#)



HOME
トピックス
講演会・研修会
相談したい
医療機関情報
お役立ち情報
主な業務



知るもとのほのぼの
[みんなのメンタルヘルス](#)
 総合サイト

[こころもメンタルヘルス](#)
 ~若者を支えるメンタルヘルス

[こころもメンタルヘルス](#)
 ~ご家族・教職員のみなさん

[働く人のメンタルヘルスポータル](#)
 こころの

[自殺予防総合対策センター](#)
 Center for Suicide Prevention

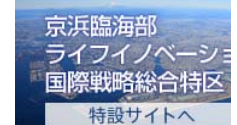
横浜弁護士会 法律相談セン ター 子どもの人権 相談	横浜弁護 士会	045-211 -7700 予約電話 10時から 12時 13時から 16時	毎週火曜日 13時15分 から16時 45分	土日祝日 年末年始	深刻ないじめ、不登校、学校とのトラブルなど の相談ができます。(45分以内無料 予約制 電話相談可)
神奈川県警 少年相談・保 護センター ユーステレホ ンコーナー	警察本部 少年育成 課	045-641 -0045 0120-45 -7867 フリーダ イヤル	平日 8時30分か ら17時15 分	土日祝 日、年末 年始	-
子ども人権 110番	横浜地方 法務局	0120- 007-110 フリーダ イヤル	8時30分か ら17時15 分	土日祝	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に 関する相談
インターネッ ト 人権相談受付 (子ども用) (P.C.)	横浜地方 法務局	-	24時間受付	なし	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に 関する相談

家庭内暴力

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主 体	電話番号	開設時間	定休日	備 考 (特徴など)
DV相談 (かながわ県 民センター窓 口)	神奈川 県	045-313- 0745	9時から21 時 (来所相談 は17時ま で)	土日、祝 日の金曜 日	配偶者暴力に関する相談をお受けしています。
		0466-27- 9799	9時から12 時 13時から 17時 (木曜は12 時まで)	月曜日、 祝日	配偶者暴力に関する相談をお受けしています。
女性への暴力 相談 “週末ホットラ イン”	神奈川 県	045-451- 0740	17時から 21時	月から金 祝日の金 曜日を除 く)	配偶者暴力など、女性への暴力に関する相談をお 受けしています。
法テラス・ 犯罪被害者支 援ダイヤル	法テラ ス	0570- 079714	平日9時か ら21時 土曜9時か ら17時	日祝日年 末年始	支援制度や相談窓口等の情報を提供してくれま す。必要に応じて犯罪被害者支援の経験・理解の ある弁護士の紹介を行います。
女性の人権ホ ットライン	横浜地 方法務 局	0570-070 -810	8時30分か ら17時15 分	土日祝	D.V、セクハラ、ストーカー行為などの女性の人 権に関する相談
インターネッ ト人権相談受 付 (大人用) (P.C.)	横浜地 方法務 局	-	24時間受付	なし	D.V、セクハラ、ストーカー行為などの女性の人 権に関する相談

ひきこもり

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主 体	電話番号	開設時間	定休 日	備 考 (特徴など)



かながわ子ども・若者総合相談センター	神奈川県	045-242-8201	9時から12時 13時から16時 (相談専用電話受付時間)	月曜日 年末年始	ひきこもり・不登校・非行などの青少年の悩みに対応
こころの電話相談	神奈川県	0120-821-606	9時00分から21時 (受付は20時45分まで)	土日 祝日 年末年始	ひきこもりを含む、こころの健康についての相談を、専用電話でお受けしています。
各保健福祉事務所・各センター（保健所）	神奈川県・市	-	8時30分から17時15分	土日 祝日 年末年始	ひきこもりを含む、こころの健康についての相談を、専用電話でお受けしています。

仕事・職場

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
労働相談110番	かながわ労働センター	045-662-6110	8時30分から12時 13時から17時15分	土日 祝日 年末年始	労使間のトラブルが円満に解決され、合理的な労使関係が確立できるように中立的な立場から問題点を整理し、法律や判例の考え方を説明したり、その状況にふさわしい具体的な解決方法や解決に至る道筋を助言します。
インターネット人権相談	横浜地方事務局	-	24時間受付	なし	大人の人権に関する相談

経済問題

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
生活再建支援相談	神奈川県	045-312-1881	13時から18時	土日 祝日 年末年始	電話でのアドバイスの後、相談内容に適した債務整理の専門機関（横浜市弁護士会、県司法書士会、日本司法支援センター「法テラス」神奈川県地方事務所）へ引き継ぎます。
横浜市弁護士会法律相談センター 一多重債務相談	横浜市弁護士会	045-211-7700 予約電話	10時から12時 13時から16時	土日 祝日 年末年始	支払えない、取立てが厳しい、生活できないなど借金の対応方法などの相談ができます。（30分以内無料 予約制）
神奈川県司法書士会本部	神奈川県司法書士会	045-641-1439	毎週木曜日 10時から12時 13時から16時	土日 祝日 年末年始	無料多重債務面接相談 (横浜地区)
			月曜から金曜 13時から16時		無料多重債務面接相談 (川崎地区・予約制)

			毎週月 曜・木曜 17時30分 から20時 30分		無料多重債務面接相談 (川崎地区)
		044-431- 0026	月曜から 金曜 13時から 16時		無料多重債務面接相談 (川崎地区)
法テラス神奈川		050-3383 -5360	平日9時か ら17時	土 日 祝 日 年 末 年 始	
法テラス川崎		050-3383 -5366	平日9時か ら17時	土 日 祝 日 年 末 年 始	経済的にお困りの方へ無料法律相談を行い、弁護士費用等の立替えを行います(要審査)。
	法テラ ス				
法テラス小田原		050-3383 -5370	平日9時か ら17時	土 日 祝 日 年 末 年 始	
法テラス・コー ルセンター		0570- 078374	平日9時か ら21時 土曜9時か ら17時	日 祝 日 年 末 年 始	解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を提供して くれます。
金融相談 (神奈川県金融 課)	神奈川 県	045-210- 5695	8時30分 から17時 15分	土 日 祝 日 年 末 年 始	県民を対象にした金融相談

アルコール・薬物・ギャンブル等への依存

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主 体	電話番号	開設時間	定休 日	備 考 (特徴など)
依存症電話相談	神奈川 県	045-821 -6937	毎週月曜 13時30分 から16時30分	祝日 年末 年始	アルコールや薬物、ギャンブルなど依存症につ いての相談を、専用電話でお受けしています。
各保健福祉事務所・ 各センター(保健 所)	神奈川 県・市	-	8時30分 から17時15分	土日 祝日 年末 年始	アルコールやギャンブルなどへの依存を含む、 こころの健康についての相談をお受けしてい ます。

介護

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
市町村	ホームページ を参照してください	各市町村の介護保険担当課	-	-	-
地域包括支援センター	ホームページ を参照してください	お住まいの市町村にお問い合わせください	-	-	-
神奈川県国民健康保険団体連合会	同左	045-329-3447	8時30分から 17時15分	土日 祝日 年末年始	介護サービスについての相談

[ご利用案内](#) [サイトマップ](#)

- [くらし・安全・環境](#)
- 身近な生活
 - 生活と自然環境の保全と改善
 - 環境技術・廃棄物処理
 - 防災と安全
 - 人権と協働

死にたい気持ち

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
こころの電話相談	神奈川県	0120-821-606	9時00分から21時 (受付は20時45分まで)	土日祝日 年末年始	死にたい気持ちなどを含め、こころの健康についての相談を、専用電話でお受けしています。
横浜いのちの電話	社会福祉法人横浜いのちの電話	045-335-4343	24時間受付	年中無休	Fax相談 045-332-5673 (月曜から土曜、9時から17時) スペイン語045-336-2477 ポルトガル語045-336-2488
川崎いのちの電話	社会福祉法人川崎いのちの電話	044-733-4343	24時間受付	年中無休	
自殺予防のいのちの電話	日本のいのちの電話連盟	0120-738-556		毎月10日 8時から翌8時	
東京自殺防止センター	非特定営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター	03-5286-9090	20時から翌6時	年中無休	
各保健福祉事務所(保健所)	神奈川県・市	-	8時30分から17時15分	土日祝日 年末年始	死にたい気持ちを含め、こころの健康についての相談をお受けしています。

〒231-8588 神奈川県横浜市

遺された方

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
自死遺族電話相談	神奈川県	045-821-6937	毎週水・木 13時30分から16時30分	土日祝日 年末年始	自死遺族の方の相談を専用電話でお受けしています。
各保健福祉事務所・各センター(保健所)	神奈川県・市	-	8時30分から17時15分	土日祝日 年末年始	自死遺族の方の相談などを含め、こころの健康についての相談をお受けしています。

地域生活のさまざまな問題


相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)

犯罪被害者等総合相談窓口	かながわ犯罪被害者サポートセッション	045-311-4727	9時から17時	日祝日 年末年始	犯罪被害者等の方々のための総合相談窓口
かながわ権利擁護相談センター「あしすと」	神奈川県社会福祉協議会	045-312-1121 (代)	9時から17時15分	土日祝日 年末年始	高齢者や障害者の権利擁護に関する相談。弁護士相談、成年後見制度相談を実施。

こころとからだの健康

(うつ病などの精神疾患や心身の不調など)

相談窓口名称 (ホームページ)	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考 (特徴など)
こころの電話相談	神奈川県	0120-821-606	9時から21時 (受付は20時45分まで)	土日祝日 年末年始	こころの健康についての相談を、専用電話でお受けしています。
かながわ女性センター こころとからだの健康相談	神奈川県	0466-27-6000	9時から12時 13時から16時 木曜は12時まで	月曜、祝日の火曜から木曜	女性特有の疾患や妊娠などからだの悩みや、不安・無気力・不眠などこころの問題の相談をお受けしています。
かながわ女性センター 精神保健相談	神奈川県	0466-27-6000	毎月第1木曜 (祝日の場合は翌週)	-	飲酒問題・不眠・不安・ひきこもり・家庭内暴力など、精神的な問題の相談をお受けしています。(精神科医による専門相談)
エイズ電話相談	神奈川県	各保健福祉事務所・各センター(保健所)	8時30分から17時15分	土日祝日 年末年始	匿名・無料でエイズに関するご相談をお受けします。
	いのちの電話	045-335-4343	24時間	年中無休	
かながわ難病相談・支援センター	神奈川県	045-321-2711	10時から19時	県民センター 一休館日 (不定期) 年末年始	難病患者さんやご家族の各種相談をお受けします。
各保健福祉事務所・各センター(保健所)	神奈川県・市	-	8時30分から17時15分	土日祝日 年末年始	こころの健康についての相談をお受けしています。

「いきる」(自殺予防総合対策センター)	
東京自殺防止センター	

神奈川県

このページの所管所属は [精神保健福祉センター](#) です。



「よりそいホットライン」 平成25年度報告書について

相談内容の集計からの量的分析および相談者インタビューからの質的分析

「平成25年度寄り添い型相談支援事業」は、24時間365日無料でつながる電話相談「よりそいホットライン」として厚生労働省および復興庁の補助金によって実施された。

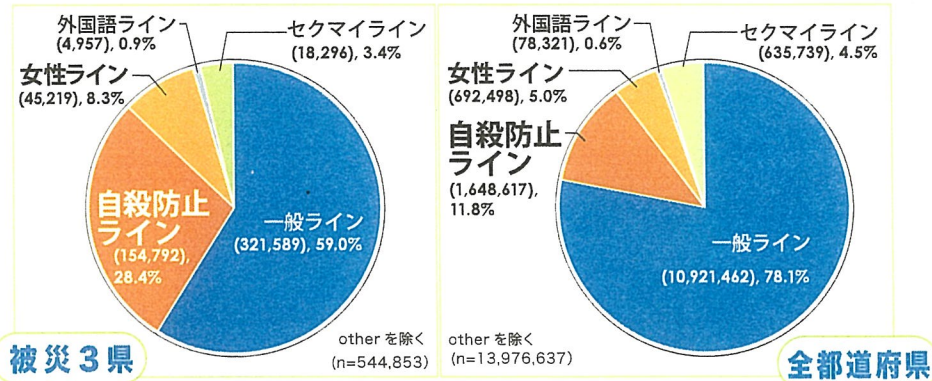
平成25年度の事業実施期間は平成25年4月1日から翌年3月31日までの365日の1年間であり、全体で1,421万5,397件のアクセスがあり、相談につながった件数は37万3,845件であった。

今回、発行した「よりそいホットライン平成25年度報告書」では、この相談内容の集計・分析に加えて、相談者のインタビュー13事例を核として、ホットラインの実践を踏まえて日本における社会的排除の現実と「寄り添い型相談支援」の重要性を明らかにし、専門的な視点を踏まえた考察や報告、提言などを掲載したものである。

平成25年度報告書の内容

被災地では全国に比し、自殺防止ラインにかかる割合が全国のおよそ3倍近く、DV性暴力についての女性ラインにかかる割合は全国のおよそ2倍近くなった

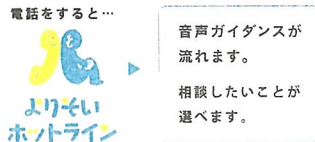
第2章1節 平成25年度に寄せられた電話の概要



平成25年度「よりそいホットライン」相談内容分析・検討委員

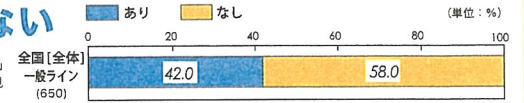
- 阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所)
- 磯村 大 (精神科医 金杉クリニック)
- 市川 宏伸 (一般社団法人 日本発達障害ネットワーク理事長)
- 岩田 正美 (日本女子大学教授)
- 大沢 真理 (東京大学教授)
- 大槻 奈巳 (聖心女子大学教授)
- 生越 (おとし) 照幸 (弁護士)
- ◎戒能 民江 (お茶の水女子大学名誉教授)
- 反町 吉秀 (大妻女子大学教授)
- 高橋 均 (労働者福祉中央協議会 前事務局長)
- 宮本 太郎 (中央大学教授)

※◎が委員長



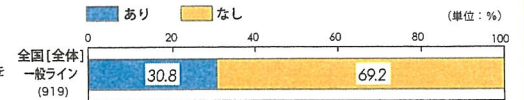
6割近くが社会的居場所がない

一般ライン全国では、仕事以外で活動などの社会的居場所の有無を見ると、「あり」が男女とも27%、「なし」が女性で36.2%、男性が40.1%であり、男女差は見られない。「情報なし」は30%あったが、それを除外した度数を集計した。



7割近くが仕事がない

同じく一般ラインの全国で、仕事の有無について、「情報なし」を除外して百分率を計算すると、「あり」が3割、「なし」が7割となった。

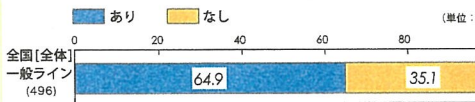


4人に1人が生活保護を受給している

一般ラインの全国の抽出全数1000件のうち収入ありと答えたのが707件あり、そこから収入の種類を複数回答でたずねた。そのうち「給与収入」は27.6%、「家族収入」は24.2%、「年金収入」は25.9%、「生活保護」は26.6%であった。



3人に2人が障がいがある



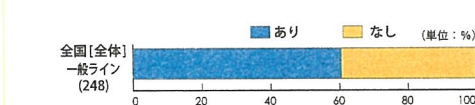
障がいの有無を見ると、「情報なし」が半数以上を占めるが、障がい「あり」が約32%となっており、「情報なし」を除外すると64.9%となる。



障がいありのうち6割は精神障がい

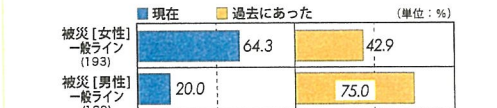
障がい「あり」の人に障がい手帳や年金等について複数回答でたずねた結果、「精神障害者保健福祉手帳」が約62%、「障害年金」が20%で上位2位を占めている。

一般ラインでは6割の人が自殺念慮がある



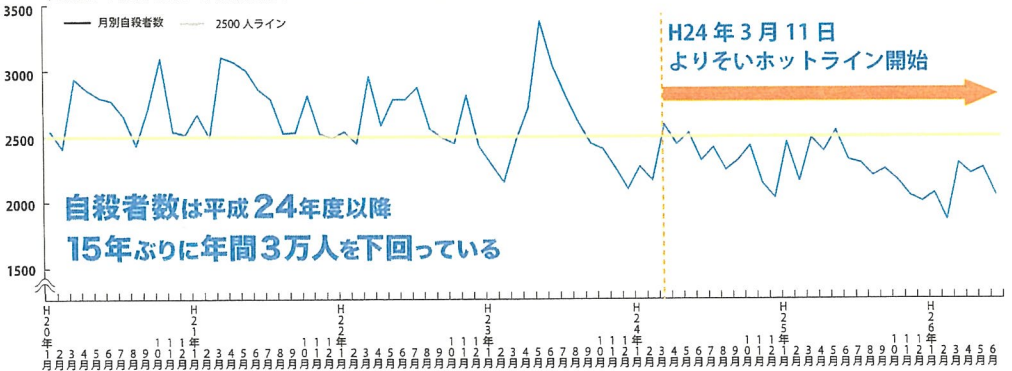
自殺念慮について「情報なし」の75.2%を除外したものを百分率計算すると自殺念慮「あり」は60.5%となり、「なし」は39.5%であった。

被災地では自殺を考える時期に男女差がある



一般ラインの被災地において自殺念慮「あり」の32.2%のうちその時期についてたずねたところ、女性は過去よりも現在、男性は現在よりも過去であった。

(人) 警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいた内閣府による月別の集計



平成25年度報告書に掲載された相談者のインタビュー

事例	性別	年代	つながった後	どこで知ったか
家庭内暴力、精神障がい、経済的困窮の中、十分な支援の対応が得られず失望した	女性	40代	生活保護の受給ができ、障害者自立センターにもつながる。相談できた安心感により能動的に行動をとれるようになった。医療機関にも相談する決意もでき、「頑張っていこう」という思いも強くなった。	ツイッターから
失業、滞納、離婚、自殺念慮から相談できる場所が見つからなかった。	男性	40代	シェルターに入居でき、求職活動中。相続トラブルも法テラスに相談できた。相談できる人が居ることで、思考停止の状態から自分の問題を一つ一つ解決するため行動できるほどになった。	テレビ番組から
DVかどうか判断ができなかった。	女性	40代	女性ラインへの相談で、差し迫る自らの命の危険性に気付くことができ、法的措置、離婚申請、生活保護申請などの確で詳細なアドバイスを受けることができ自分で行動したことが自信につながった。	ハローワークで
職場内のトラブルで人間不信、自暴自棄で、4日間の絶食状態で電話した。	男性	20代	食糧支援、シェルターの利用を経てアパートを見つけ生活保護受給ができた。人間不信・自暴自棄・自殺願望に陥っていたが、つながった瞬間、ほっとした。将来の目標も持つことができた。	携帯サイトを検索して
ぎりぎりの精神状態からよりそってもらって自分を自覚	性自認は男性	40代	今回初めて「人に頼る」ことができた。人を信用することができるようになり、治療を受け障がい者手帳を取得することも決めた。生きていてよかったと思えるようになり、自分の弱さも受け入れられるようになった。	覚えてない
円滑に進まない就労支援、聞いてもらえる仲間が欲しかった	男性	40代	同行支援員から、障がい者自立支援プラザを紹介してもらい、病院のアウトリーチ事業につながった。保健師、ピアサポーターによる訪問や臨床心理士との相談も可能になった。	当事者の会で
借金や介護、子どもの悩みで前向きな気持ちになれなかった	女性	50代	24時間いつでも話を聞いてくれるところがあるということで精神的にきついつきには頼みの綱のような存在となった。Coとつながってからは状況が前進し始め、前向きな気持ちが出てきている。	法テラスで
日本という外国で妊娠、出産、解雇にあい、不安になっていた	女性(外国人)	30代	フィリピン人支援者から励ましてもらい、元気になった。生活保護申請だけでなく、娘の就学手続きや出産費用の援助などもアドバイスを受け、公的な支援の手続きも進めることができた。	ネットで検索して
家族から家を追い出され、住む場所が見つからなかった	女性	30代	相談相手ができ、住む場所が得られたことで仕事も積極的に見つける気持ちになった。	ネットで検索して
パワハラと、過酷な勤務で精神的にも経済的にも追いつめられた	男性	20代	転居は自力でできた。地域の社会資源も教えてもらい、精神科の初診に同行してもらい心強かった	ハローワークで
病気で仕事もなく、家族との死別で無気力になった	男性	40代	出会った人たちからの多様な助言や提案で、180度変わることができ、マイナス思考が和らいだ。	テレビ番組から
家族、職場で辛い目にあい、よりそいに電話して勇気もらった	女性	40代	まず食糧支援をしてもらい、家を出てシェルターの入居ができた。行動に移す勇気ももらった。	テレビ番組から

よりそいホットラインとは

一般社団法人社会的包摂サポートセンターが、厚生労働省(被災3県を除く全国対象)及び復興庁(被災3県対象)の補助金を受けて実施した「平成25年度寄り添い型相談支援事業」であり、24時間年中無休の「何でも電話相談」です。

東日本大震災が起こった平成23年10月から法人独自事業として被災3県対象にスタートし、翌年3月から国の補助事業として全国を対象に展開しています。

毎日かかってくる電話の数は一日平均約4万コールにのぼり、相談を受ける相談員は多様な支援領域から約3000人となりました。昨年1年間で相談につながった数は約37万コールとなっています。

本電話相談の特徴は以下のようなものです。

- ・相談内容によっては、相談者の連絡先を聞き、相談を受ける側が問題解決を考えて「折り返し電話」対応をする
- ・緊急な場合は、地域社会資源や医療機関等への同行支援も行う
- ・特別な配慮が必要である相談に対する4つの専門ラインを設置している(自殺防止、DV/性暴力被害等女性相談、セクシュアル・マイノリティ相談、外国語)
- ・全国に設置した電話拠点で、昼夜を問わず相談員が電話対応を行っています。

一般社団法人社会的包摂サポートセンターの役員

【代表理事】

熊坂 義裕 (医師、前宮古市長)

【理事】

上机 莞治 (前岩手県田野畑村長)

奥山 恵美子 (仙台市長、東北市長会会長)

坂本 昭文 (鳥取県南部町長、全国福祉自治体ユニット代表幹事)

立谷 秀清 (相馬市長、全国医系市長会会長)

新里 宏二 (前日本弁護士連合会副会長)

山内 鉄夫 (日本司法書士連合会副会長)

森 民夫 (長岡市長、全国市長会会長)

【監事】

芳賀 裕 (司法書士、前公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長)

【事務局長】

遠藤 智子

「よりそいホットライン」平成25年度報告書

2014 (平成26)年7月12日発行

編集・監修: 一般社団法人社会的包摂サポートセンター

※報告書をご希望の方は、admin@279338.jpまで、住所・氏名・所属団体名・希望冊数を記載の上、メールでお申し込みください(送料は申込者の負担となります)。

お問い合わせ先: admin@279338.jp ホームページ: <http://279338.jp/>

2014.07.12